

第 14 期

第 3 回 藤 沢 市 環 境 審 議 会

時：2023 年（令和 5 年）10 月 17 日（火）

於：藤沢市役所本庁舎 8 階会議室 8-1、8-2

午前9時28分 開会

○古澤参事 皆さん、おはようございます。定刻少し前ですが、本日出席を予定しておられる委員の皆様お揃いでございますので、始めさせていただいてよろしいでしょうか。

では、これから第14期第3回藤沢市環境審議会を開会させていただきます。本日は、ご多忙の中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本日、審議会の進行をいたします環境総務課長の古澤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、議事にお移りいただく前に、本日の出席状況のご報告をさせていただきたいと思います。

この審議会につきましては、審議会規則の第4条第2項に、過半数以上の委員の出席を開催の要件としています。委員の定数は20人ですが、本日は18人の委員の皆様にご出席を賜っております。過半数以上の委員の出席という開催要件を満たしておりますので、ここでご報告をさせていただきたいと思います。なお、本日、事前に傍聴を希望される方はおりません。

また、本審議会の会議録につきましては、今日も録音をとらせていただいておりますが、審議会等の会議の公開に関する要綱に基づきまして、閲覧に供されますので、ご承知置きいただきたく存じます。

続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。事前に郵送でお送りしております資料が2種類ございます。資料1として、「ふじさわ市環境白書 2023（案）」、それと、資料2として、A3判で前回の資料の修正版になります。大変申し訳ございませんが、この資料につきましては、本日差替えとして、机上配布しております。

事前にお送りしたのは2種類ですが、本日机上配布しております資料としては、本日の会議の次第でございます。また、先ほどもお話した「環境審議会資料2」の差替え版と、右肩に「第3回環境審議会 白書修正」と記載しておりますA4サイズの横判のものになります。ですので、本日机上配布させていただいておりますのは3種類です。

以上となりますが、事前にお送りしたのものも含めまして、過不足等ございませんでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、進めさせていただきます。本日の会議でございますが、次第に沿って進めさせていただきたいと思います。事務局から議事内容のご説明をさせていただきまして、その内容につきまして皆様にご審議をいただくという形になりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、議事に入らせていただきたいと思います。本審議会の規則第4条によりまして、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、これからの進行につきましては、

橋詰会長にお願いしたいと存じます。会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○橋詰会長 おはようございます。会長の橋詰でございます。ご審議への協力をお願いいたします。

それでは、議題に従いまして進めさせていただきます。本日は環境白書についてということでございます。何分お手元のとおりの分厚いものでございますので、3部に分けてのご説明と伺っております。事務局よりご説明をお願いいたします。

○細谷主幹 では、議題1の「ふじさわ環境白書 2023」についてご説明いたします。環境総務課の細谷と申します。よろしくお願いいたします。

まず、資料1の表紙をご覧ください。「ふじさわ環境白書」とは、藤沢市環境基本条例第1条に定める藤沢市環境基本計画の年次報告書として作成し、市民に公表するものでございます。また、藤沢市地球温暖化対策実行計画においても、計画の進行管理として年次報告書、「ふじさわ環境白書」により、藤沢市環境審議会に報告するとされております。

本日ご審議いただく「ふじさわ環境白書 2023」は、令和4年3月に改定した新たな藤沢市環境基本計画や藤沢市地球温暖化対策実行計画に基づき、計画初年度となる令和4年度に実施した施策の取り組み状況や実績などをまとめたものでございます。

資料をおめくりいただきまして、「はじめに」と記載されたところをご覧ください。このページでは、これまでの藤沢市環境基本計画の経緯などをまとめております。ページの中段に記載しているように、本市では2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明するとともに、計画期間の満了を待たず、1年前倒しをして、2022年（令和4年）3月に諸計画の改定を行っております。

資料をおめくりいただきまして、「目次」をご覧ください。

第1部では、「環境めぐる動向」として、国全体の環境保全対策、有害化学物質や廃棄物処理などに関する身近な課題、地球温暖化をめぐる国内外の取組について記載しております。

第2部では、「藤沢市の環境の現況と取組」として、藤沢市環境基本計画にある5つの環境像の実現に向けた本市の取組の結果について記載しております。

次のページにお移りいただき、第3部では、「藤沢市環境基本計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」について、推進体制や市民・事業者のそれぞれの取組などを記載しております。最後にあります資料編では、2022（令和4）年度における計画の進捗状況などについて記載しているものでございます。

本日は時間も限られておりますので、第1部「環境をめぐる動向」では、今回の環境白書で整備や追加した主な記述について、第2部「藤沢市の環境の現況と取組」では、特筆すべき施策などについてご報告させていただきます。

まずはじめに、説明に入る前に、資料を事前送付した後に判明した修正箇所についてご説明させていただきます。まず、23 ページをご覧ください。

修正1点目は、ページの中段、3段落目の文末に「110-118 ページ参照」とございます。「118 ページ」は誤りでございまして、正しくは「117 ページ」へ修正をお願いいたします。

続きまして、31 ページをご覧ください。

下から7行目の真ん中ぐらいに「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを作る国民運動」とございますが、「作る」の漢字表記が間違っております。正しくは「創る」でございますので、そちらの漢字へと修正をお願いいたします。

続きまして、100 ページをご覧ください。

上段に「憩いの森の所在地及び面積」という表がございます。合計欄に入っている数字が「22,261.39」とございますが、間違っております。正しくは「25,157.13」です。こちらへと修正をお願いいたします。

続きまして、129 ページをご覧ください。

下段に「④農薬使用に関する情報提供」がございます。2段落目の文頭に平仮名の「こ」と書いてございますが、「こ」を削除していただくようお願いいたします。正しい書き出しは「引き続き、農薬の安全かつ適正な」という形です。

続きまして、202 ページをご覧ください。

1行目の書き出しが「また、令和4年1月に」となっておりますが、正しくは「令和5年」です。「令和5年1月に新築工事が」が正しいので、修正をお願いいたします。

続きまして、本日お配りさせていただいた資料をご覧くださいながら、修正箇所のご説明をさせていただきます。右肩に「第3回環境審議会 白書修正」と記載したA4判の横サイズの資料をご覧くださいと思います。

資料の左側は白書の133 ページの修正となります。修正した箇所は表の中でグレーの網かけをしております。修正箇所ですが、「指標項目」で「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の表の1行目の「目標」について、2021年度の1,698と、2022年度の1,666を、それぞれ数値なしを意味するハイフンに修正願います。

また、4行目の「対改定時」のところで、2021年度はもともと「△23」とありますが、正しくは「△15」ということで、マイナス15に修正をお願いいたします。

また、表の下に「※2」とございます。こちらが2030年度で「令和21年度」となっておりますが、「令和12年度」にご修正をお願いいたします。

続きまして、右側は白書 206 ページの修正となります。表の一番上の「指標項目」で「自転車専用通行帯の整備距離」とございますが、2行目の「実績」の2021年度の値、それと3行目の「対前年」の2021年度と2022年度の値、それと4行目の「対改定時」の2021年度の値について、記載のとおり修正を願います。

次に、横書きの資料の裏面にお移りいただきまして、こちらは白書 212 ページの修正となります。内容としましては、先ほどご説明した白書 133 ページの修正と同じものでございます。一番上の「指標項目」で、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の1行目の「目標」の2021年度と2022年度をそれぞれハイフンとし、4行目の「対改定時」の「△23」を「△15」に、マイナス 15 という形で修正をお願いしたいと思います。

これらの修正の誤りにつきまして大変申し訳ございませんでした。それぞれ修正のほどよろしくお願いたします。

それでは、説明に入らせていただきます。第1部から第3部まで3回に分けてご説明させていただきます。

資料の1ページをご覧ください。

第1部「環境をめぐる動向」について、新たに加えた表現や整理したところにつきましてご説明いたします。なお、直近の情報につきましては、概ね今年の6月頃までをこちらの紙面に反映しているところでございます。

2ページをご覧ください。

①「水質汚濁対策」につきましては、ページ中段の3段落目で、「国内において」という書出しでございますが、「国内において、局地的に比較的高濃度の」という文を加えているところでございます。こちらは米軍基地の周辺におきまして、国の暫定的な目標値を超えて、PFOS、PFOAといったものが検出されたことに伴い、追加をいたしました。

23ページをご覧ください。

下から5行目に記載してございますが、2023年（令和5年）3月に「生物多様性国家戦略 2023-2030」といったものが閣議決定されておりますので、こちらの項目につきまして記載を追加させていただいたところでございます。

続きまして、34ページをご覧ください。

ページの中段、上から17行目の記載でございます。『第五次環境基本計画』では」となっておりますが、こちらを項目として加えさせていただきました。こちらに関してはSDGsといった状況を踏まえ、追加の記載をしたところでございます。

第1部についての説明は以上でございます。

○橋詰会長 全体と、第1部の説明でございました。これにつきましてご質問、ご意見はございますでしょうか。——特にないですか。

であれば、第2部に進んでいただいて、また出てくれば、第1部も後ほどということも可能としておきたいと思います。お願いいたします。

○細谷主幹 続きまして、第2部「藤沢市の環境の現況と取組」についてご説明いたします。

35 ページ以降になります。

第2部では、環境基本計画等の改定にあわせ、5つの環境像ごとに環境目標、このページは1－1となっていますが、1－1から順に現況と取組について記載しております。また、昨年までは達成指標及び達成指標に対する本年度の状況といったものをそれぞれ別々に記載しておりましたが、今回よりは、中段の表にあるように、1つの表にまとめて記載しているところでございます。

表のつくりは、左から「指標項目」、「概要」、「2020年度（改定時）」、1つ空けまして、太枠で囲んでいるところが、最新の2022年度（令和4年度）の達成状況で、一番右には、計画の最終年度である2030年度の目標を記載しております。

表の左から2番目の概要欄の内容といたしましては、現況の分析といったところに加えまして、昨年度、審議会からいただいたご意見を反映いたしまして、一部の取組におきましては、今後の対応といったものを併せて記載しております。

180 ページをご覧ください。

環境像のV「環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち」の説明となります。環境像のVは、藤沢市地球温暖化対策実行計画と対応しております。こちらの各主体の詳細な取組につきましては実行計画に記載しているところです。この白書では、実行計画に基づく施策の進捗状況の報告を兼ねてさせていただきたいと思います。

次の181ページから188ページまでは、(2)「本市域における温室効果ガス排出量の推移」といたしまして、2020年度（令和2年度）速報値における排出量の推移などを記載しております。181ページから188ページまでの内容につきましては、前回8月に開催いたしました第2回環境審議会でご説明している通りでございます。

189 ページをご覧ください。

このページからは、藤沢市地球温暖化対策実行計画の4つの基本方針ごとに、指標項目における実績値や目標達成率について記載しております。

表のつくりとしましては、表の上段の「指標項目」で「家庭部門における一人当たりの電力使用量」

と「業務その他部門における延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量」では、表の左から「指標項目」、「概要」、「2018年度（改定時）」、ひとつ空けて、太枠で囲んでいる最新の「2020年度」、その隣は計画最終の「2030年度（目標）」となっております。

指標項目欄は分かれており、上から「目標」、「実績」、「対前年」、「対改定時」と区分され、それぞれの数値を記載しています。また、表の一番右には、令和4年度現在の「目標達成率」を記載しております。

この達成率の算定方法は、表の下欄外にございます※1に記載しています。この達成率が100%に近づくほど進捗状況が良いということで評価されるものでございます。

今ご説明いたしました表の上段にある2つの指標項目につきましては、前回第2回の審議会でもご説明させていただいたように、統計データを使用し、実績値を求めているため、最新値におきましては、太枠に記載した2020年度データが最新のものとなります。

一方、表の下段にございます「指標項目」で『藤沢市環境保全職員率先実行計画』における温室効果ガス排出量以降、白書の216ページまでの表に関しましては、太枠に記載のように、2022年度が最新の実績値となります。

これらの実績値などにつきましては、前回の第2回審議会でご説明したとおりでございます。

続きまして、特筆すべき事項についてご説明いたします。

お戻りいただきまして、45ページをご覧ください。

1「大気保全」の環境目標1-1で、③「公害苦情相談」です。ページ上段の表にあるように、1行目の「大気汚染」に関する苦情は、令和3年の123件から令和4年は99件へ、4行目の「騒音」に関する苦情については、令和3年の134が令和4年は112へと、それぞれ減少しております。

この理由といたしましては、担当課である環境保全課に確認したところ、大気汚染に関する苦情の主たる原因である野焼きの苦情が大幅に減少したことが要因です。また、騒音に関する苦情につきましては、どの業種においても微減傾向にある中、屋外作業、例えば工事や資材置き場などや、小売業、サービス業での苦情が他業種よりも減少していることも要因としてございました。

138ページをご覧ください。

続きまして、環境目標3-1、廃棄物の発生・排出の抑制といたしまして、ページ下段に「有料化実施前後の不法投棄処理実績の比較」という表がございます。不法投棄の処理件数、不法投棄のごみ量がそれぞれ減少しております。

その理由といたしましては、担当課である環境事業センターからの回答では、不法投棄監視カメラ、あと監視センサーといったものを設置するとともに、不法投棄パトロールを定期的に実施し、不法投

棄物の早期発見・早期対応により、不法投棄されにくい環境を整えた結果として減っていると考えているとのことでございます。

147 ページをご覧ください。

環境目標 3-2、廃棄物の適正な処理として、ページ上段の表でございます。「ごみ検索システムのアクセス件数実績」では、年間の検索回数が、令和3年度の 78 万 5,000 件から、令和4年度ですと 88 万 6,000 件に大幅に増加しております。

大幅に増加した理由といたしましては、環境事業センターの回答では、もともと紙媒体であるブロック別収集日程カレンダーに記載されない約 4,000 品目のごみの検索を可能とすることで、利便率が向上し、その結果、アクセス件数の増加に繋がっていると考えているということでございます。

174 ページをご覧ください。

環境目標 4-2、各主体による環境保全・環境美化といたしまして、ページ下段の『きれいで住みよい環境づくり』条例禁止事項」という表ですが、昨年の審議会のご意見を反映いたしまして、表の一番右に「令和4年度指導件数」の欄を加えているところでございます。ちなみに、1行目の「路上喫煙禁止区域内での喫煙」ですと、令和4年度の指導件数が 1,841 件、一番下の「静謐を害する深夜花火」につきましては 79 件の実績となっております。

202 ページをご覧ください。

環境目標 5-2、エネルギーの地産地消といたしまして、ページ中段の「イ 事業者用太陽光発電システム」です。令和4年度から事業者用太陽光発電システムを新たに設置する方に対し、設置費用の一部を補助しているところでございます。なお、令和4年度の実績は1件でした。

224 ページをご覧ください。

環境目標 5-5、気候変動への対応といたしまして、ページ上段の表が「熱中症搬送者数の推移」でございます。この数字が、令和3年度ですと 92 名が、令和4年度は 153 名に増加しております。

その増加理由といたしましては、救急救命課に確認したところ、暑さによる影響といったものも増加の一因であると推測されるところとのことです。搬送者数と気温の相関をデータ分析してないために、詳しいところは不明ではありますが、当然暑さによる影響が増加の一因であるといったような回答をいただきました。

この数字に関しましては、今年度も非常に暑かったといったようなところから尋ねたところ、熱中症の搬送者数は、毎年、消防庁の夏の期間における熱中症による救急搬送人数の調査に基づき行われており、5月から9月末までの数字を毎年統計データとして挙げているそうです。こちらに関して、本年度の実績としましては 185 人ということでした。ですので、令和3年度が 92、令和4年度が 153、

本年度、令和5年度の185という数字が、来年度はここに入ってくるのではないかとといったようなところでございます。

第2部の説明は以上でございます。

○橋詰会長　ただ今の説明で、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

○益永委員　ご説明ありがとうございました。

少し分からないところの質問ですが、35 ページにあった大気汚染のことです。今年、横須賀に石炭火力発電所ができてしまい、大気汚染で風向きによっては藤沢市も悪くなるだろうと思っています。2022 年度、「達成」とあって、2030 年度、「達成」というのは目標だとは思いますが、そういったことは加味されていますか。大気汚染のことで結構書かれているところが沢山あったので気になりました。あと、飛んでくるものというのはどうやっても防ぐことができないと思うので、達成するためにできる対策というのは何かありますか。

○関野課長　まず、横須賀というお話もありましたが、我々が観測しているのは藤沢市内ということで、光化学オキシダントに関しましては、全国的に達成率が非常に低いということもあり、評価がなかなか難しいところです。それ以外、例えば二酸化窒素とか、硫黄酸化物、あるいは一酸化炭素、そういった項目に関しては、全て環境基準を達成しているとともに、本当にここ十数年、もう低下傾向で、環境基準に対してはかなり低い数字になっている。

また、光化学オキシダントについては、達成率では、全国的に1,180 局あるうちの2 局しか達成していないということですが、平均濃度で見ると、やや低下傾向が見られるという改善の兆しがあります。また、光化学スモッグの発生要因となる光化学オキシダントですが、そういった光化学スモッグの注意報の発令回数も、長期的に見ると減っているという状況もございます。

対策としては、固定発生源、いわゆる工場、先ほど言われた発電所とか、藤沢市内には発電所はないのですが、焼却施設とか、ボイラー、熱処理施設とか、いわゆる煤煙発生施設と呼ばれるものがありますので、そういったものの事前規制あるいは事後規制ということで、そちらは法律に基づく規制を肅々と指導していく。それから、移動発生源ということで自動車は、基本的に通過していくものですので、藤沢市で直接的な規制ということではできないですが、国の排ガス規制など、そういったものも順次進められていくことで、大気汚染も改善してきているということです。

藤沢橋の交差点に自動車排ガスの測定局がありまして、昔ながらの蔵の形をしているところです。そちらで自動車排ガスも24 時間、365 日測定しているのですが、そういったところでもいわゆる二酸化炭素や、あるいはS PMといいまして、粒子状物質の基準も低下してきております。あと自動車の燃料とかに含まれるベンゼンといったものの環境基準も、測定当初からクリアしていますが、そうい

った濃度も低下してきているということです。

大気汚染のそういった長期的な傾向を見ますと、非常に改善の傾向であるということですので、市の施策としては、事業者さんのいわゆる固定発生源の規制を中心に、指導していくという形で考えているところです。

○橋詰会長　今のお話があったのは、データは白書ベースの令和4年の話をされているのか、令和5年以降のデータも含めてお話しされていたんでしょうか。

○関野課長　データとしては年間の評価で行いますので、正式な環境基準の達成ということでは、令和4年度までのお話です。ただ、実際の生データのところは、常にリアルタイムで見えております。現時点でまた濃度が上昇しているとか、特段そういったことはございませんので、同様の傾向で今後も施策をしていければ順調に進むのかなというところがございます。

あとは、気象的な要因もございますので、例えば二酸化硫黄言えば、火山ガスとかの影響もございます。そういった特殊な要因を除けば、基本的には低下傾向にあると言えるかと思います。

○橋詰会長　多分先ほどの益永委員のご質問は、横須賀の発電所の影響ということを心配されてのお話だと思います。そうすると、横須賀市内での測定データなどもご覧になっているのかもわかりませんが、恐らくそういうものがあれば、また別途ご説明いただくと、わかりやすいのかと思います。

○関野課長　すみません、横須賀のほうで実際大気の状態が悪化したとか、そういったことまでは把握していないのですけれども、県内の大気汚染という状況においては、環境基準を超過したとか、今までクリアしていたものがしていなかったとは伺っていません。

確かに大気汚染というのは広域的に対策をとらなければいけないということで、先ほど申し上げた固定発生源の対策につきましても、実は藤沢市に比べまして、横浜、川崎、横須賀というのは規制基準が厳しい措置がとられております。大型の固定発生源が多く立地していることもありますので、当然そういった基準が遵守されてこそ今の大気の状態だと思っております。

横須賀市においても、当然そのような指導や規制がきちんとされているであろうと認識しております。その影響が藤沢市に來ているかというのは、現時点ではそういう傾向を把握しておりませんので、問題はないかと考えております。

○塚原委員　すごく細かい点で恐縮ですが、今と同じ 35 ページで、「光化学オキシダントが一部未達成」という表示が表の中であるんですけれども、光化学オキシダントは全局で未達成ですよ。なので、表現ぶりがこれでいいのかどうかの確認です。

○関野課長　光化学オキシダントについては、全4局中、未達成ですけれども、二酸化窒素、二酸化硫黄、粒子状物質、PM2.5、一酸化炭素、それらの項目も含めての評価の表現ですので、「一部」と

というような表現にさせていただいております。

○塚原委員 「概要」のところの文章については、光化学オキシダントの一部が未達成のように読め
てしまうので、そこはご確認いただければと思います。細かくてすみません。

○関野課長 すみません、そこは表現があまりよろしくないかと思います。

○佐竹委員 ご説明どうもありがとうございました。

202 ページのイ「事業者用太陽光発電システム」のところですが、令和4年度は補助件数が1件と
いうことで、補助件数としては少ないのかなと感じております。その点について、どういった分析を
して今後促進していくのかについてお聞かせください。

あと、住宅用の部分につきましても、平成30年から毎年、補助件数が減少傾向にあるのですけれど
も、その点についてはどのように捉えているのかもお聞かせください。よろしくお願いします。

○木村補佐 まず1点目の事業者用の太陽光発電システムについては、対象件数を3件募集をさせて
いただいた中で、1件あったということです。この補助事業自体を始めたのが令和4年度からにな
りますので、その初年度の中で1件応募があったということです。そのときにあわせて、商工会議所
様の広報誌とか、本市のホームページ等を通じて、かなり周知をさせていただいたところです。今年
度も既に1件申請をいただいておりますので、こちらの3件を使っていただけのような形で、引き続
き周知啓発に努めていきたいと考えております。

もう一つの住宅用についてですが、こちらは実は先日ございました議会の中でもなかなか指摘をさ
れているところです。いわゆる太陽光発電を、住宅用に自己所有型という形で所有される方が減っ
てきているのではないかと今我々は考えております。というのは、PPAであったり、リースであつた
り、いわゆる第三者所有という形で、電力を自分が購入するけれども、設置をするのは事業者さんで
すという形で展開している方も増えている状況があるかと思います。

そういったさまざまな社会的な情勢を見ながら、我々も補助のあり方を今の時代に何が適している
のか考えながら、再エネの導入に引き続き努めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願い
します。

○矢澤委員 12 ページの3「廃棄物の減量・資源化」の真ん中のところに、【将来像】、「持続可能な社
会づくりの統合的な取組」の中の左の上から4番目の「高齢化社会に対応した廃棄物処理体制」に関
連して1つ質問します。

今後さらに高齢化が進みまして、紙おむつの使用量がふえて、ごみも多くなると見込まれます。使
用済み紙おむつが資源になれば、自治体も焼却の負担が軽減されます。環境省によりますと、紙おむ
つリサイクルを実施中の自治体は、ことし8月時点で20、検討中も15だけだという現状です。これ

を踏まえまして、使用済み紙おむつのリサイクルにつきまして、藤沢市の現状と今後の取組についてお聞かせください。

○寒河江主幹　今お話にありました使用済み紙おむつの再生利用を促進するということは、市としても課題であると捉えているところでございます。そのため、本市におきましては。まず、今後の施策の参考とすることを目的に、例えば鳥取県の先進都市に視察に行ったり、無料のコンサルを受けるなどして、今藤沢市に何ができるのかといったような情報収集を図っているところです。

その中で見えてきた課題といたしましては、近隣で今、着手しているところがどこもありませんので、施設的な問題です。処理する場所がなければ、なかなか進むことができませんので、その施設の部分が一番大きな課題かな。あとは、収集の問題ですとか、資源化できた後の資源物の安定的な受け入れ先の確保といったようなものが課題ではないかと考えております。

国においても、8月に促進プロジェクトの検討結果などを取りまとめておりますので、そういったものを参考にしながら、また国の動きを注視しながら、藤沢市としてもしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○崎山委員　今まで不勉強ですみませんでしたが、今回こういう環境白書を結構一生懸命読んで、色々やっておられるんだなということを非常に勉強させていただきました。

地球温暖化対策というところでは、2100年ぐらいに温度が何度上がらないようにということを目標にやっていると思いますが、最終的には2100年頃というのは、我々はもう生きていない頃になってしまう。誰も見ることはできないと思うのです。そのころの地球は、今まだ生まれてない人たちが中心の世の中になっていると思います。でも、それまでに今、我々に何ができるかというところだと思いますので、やはり啓蒙といいますか、そういったことが本当に重要ではないかなと思っております。

地球温暖化対策では、実際今年などはすごく暑かったですけれども、気温が実際どれぐらい上がっていますよというあたりも、どこかで触れて見ていく必要もあるのかなと感じました。いろいろ計測している項目があり、それらの数字が出ていますが、最終的にはそこら辺の温度が上がらないようにといったところだと思いますので、そういったところも出して、なかなか成果は上がらないかもしれないですけども、やはり市民一人一人にそういったことを認識して貰う努力も必要かなと思っております。よろしくお願いいたします。返答は特に構いません。

○橋詰会長　よろしいですか。今の点につきましては事務局から何かございますでしょうか。

○木村補佐　気温のことにつきましては、藤沢は、県内にいくつか観測所がある中で、辻堂に観測所がございます。我々もそちらの状況を調べている中で、今年は過去最高という数値がありました。そ

ういった指数を我々もきちんと捉えた中で、またそういった数値をどうやって施策に移していくのか、特に健康づくりなど、関連部局と連携しながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○高橋委員 私は109ページからの「生物多様性の保全」のところでは質問があります。

この白書を見て、在来種の保護などもやっておられると拝見して、活動をとてちゃんとやっていただいていると思お感心していますが、ほかの自治体では、外来種の植物の排除といった取組を拝見していますので、藤沢ではそういうこともやっていく予定があるのか、やっているのか、そういうこととお聞きしたいです。

○麻生課長 外来植物の排除ということですが、本市では特にオウキンケイギクですとか、トキワツユクサといったさまざまな外来生物が、市街地、あと山林の中などに生息している実態がございます。こういったものの普及啓発をホームページなどで図りながらも、やはり行政だけでは対応し切れないところがございますので、まずは、こういったものが外来生物で、在来種の生息域をどんどん脅かしているんだよということを知って貰うことから実際始めているところでございます。

そういった中で、先ほど申し上げたホームページなどで周知しております。それと、ボランティアなどを通じまして、山林の中などに生息している外来生物について、定期的に駆除はしていますが、やはりそれだけではなかなか追いついていないという状況がございます。私どもは、今年度から生物多様性センターを開設している経緯もございます。まだ始まったばかりで、なかなか軌道には乗っていないところもありますが、そういったところで普及をしていきながら、今後進めていきたいと考えております。

○杉下副会長 2点あります。最初に、208ページの「電気自動車」に関してです。209ページに、補助件数が書いてあって、210ページに、公用電気自動車が現在5台あるという記載があります。今後、藤沢市の公用車は、電気自動車をどのくらい増やしていくのかという台数の目標値があるのかないのか、というところをまずお聞きします。

もう一点が、174ページの下の方の『きれいで住みよい環境づくり条例』禁止事項の表、その上の方に「違反者には、指導→勧告→命令という手続き」とある。

一番右に「令和4年度指導件数」を記載していただいておりますが、左の方を見ると、「勧告」と「命令」という欄に「対象」と書いてありまして、実際にここで勧告の件数があつたのかなかったかがよく分からない。それは「対象」になっていて、指導というか、勧告とか命令の件数があつたかどうか、これでは分からない。表のつくり方としては、「項目」があつて、「罰則（罰金）」が来て、それから指導→勧告→命令とあつて、件数がゼロだったら0件。

あと、「落書き」のところで、勧告ではなくて、いきなり命令になるので、そのままハイフンにしておけば、ここは対象外だなと分かると思います。そこら辺はパッと見て分かりやすい表記にしていたけるとありがたいと思います。以上、2点です。

○木村補佐 1点目の公用車のEV化についてですが、現在、数値としての目標は定めておりません。ただ、国も様々な指針の中で、例えば先日出されましたGX推進戦略の中でも、公用車を電動車に変えていくことなどは強く進めていくようにというお話もありますので、我々もそういった状況に則って推進していきたいと思っております。

こちらはどうしても財源を伴うことになりますので、財政部局等と調整をしながらということもございまして、実際に公用車を導入するセクションとも協力をしていく必要があるかと考えております。これから公共施設であったり、市役所の中において脱炭素化を進めるという取組をワーキンググループ形式で進めていくということを検討しております。その中で公用車のEV化、電動化ということを考えております。そういった協議の枠組みの中で推進を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○寒河江主幹 2点目の174ページのところです。まず、勧告・命令の件数につきましては、実績としてはございません。

あと、ご指摘いただきました見せ方というところです。もう少し工夫をして、どういうやり方がいいのかは検討させていただきたいと思います。

○杉下副会長 2点目は少し工夫していただければありがたいです。

EV車ですが、209ページの（イ）で、充電器の設置場所が計2カ所とある。これはEV車が普及して、市民利用者が増えていけば、この設置場所が増えないし、普及も難しいかなというところで、この整備をどのように進めていくのか、お考えを伺いたい。

あと、EV車が増えると、反面、災害時に非常に困るということもある。東日本大震災のような大型の災害が来た場合、電気そのものがストップして遮断してしまう。そういう送電線に大きく損壊があった場合は、長期的に電気が復旧しないと、車自体が動かせない。幹線道路にEV車が並んで止まってしまったら、まずそこから動かすだけでもかなりの作業になってしまう。ガソリン車であれば、タンクを持って行ってガソリンを入れれば動くわけです。

だから、災害時において、EV車の普及と同時に、やはり災害のときの充電とか、蓄電池的なこととか、そういうことのバランスを考えておかなければ。町中がEV車だったら、それで鉄の塊が全く動かず、災害復興そのものの大きな支障になってしまうこともあると思うのです。そこら辺の災害対策のときのバランスとか、蓄電池とか、そういうところとのバランスは現状どう考えて、今後、充電

器の設置場所やE V車の導入を考えているのか、お考えをお聞かせいただければと思います。

○木村補佐　まず、E Vの充電設備についてですが、今お話しいただいたとおり、我々だけでなく、国で充電器の設置口数の増加について、今後、明確に指針という形で示していく形になっていきます。大幅に増加をさせていくということで、指針の改定をしていくことになります。我々も今年度から急速充電設備の設置に対する補助制度を設けさせていただいておりまして、充電設備を広く使っていたような形での導入促進を進めていきたいと考えております。こういったものを進めていく中で、充電環境が広がって、多くの方がアクセスしやすい充電環境を設けていくことが大事ななと思っておりますので、引き続き進めていきたいと考えております。

もう一点の災害時の問題ですが、国の方で進めているのが、まず、E Vだけに限らず、電動車という言い方をしています。これはいわゆるプラグインハイブリッド車など、様々な形での電動化を進めていくということです。そのときに、E Vだけに頼らないということが方向性として示されているのかと思われます。我々もそれに則って、E Vを主体としながらも電動化を進めていくことを考えております。

さらに、災害時ですが、仰ったとおり、充電設備に十分アクセスできる環境が整っていなかったときに、車両が動かないということがあるかと思えます。そういった意味合いも含めて、我々は自立分散型の電源の確保が大事だと思っております。すなわち、例えばご自宅やお勤め先などに太陽光パネルがあって、そこから直接自然エネルギーによって電力が供給される。それによって動かすことができる。そういった環境があったときに、例えばガソリンが供給されなくなる。先程の災害の話でも、ガソリンスタンドの前に多くの車が並び供給がされなかったとか、そういうことではなくて、自宅や勤め先、近隣で、電力がそのまま平常時と同じように非常時でも使える。そのような環境がこれから先、国が目指しているレジリエンスのあり方ではないかと考えております。我々もそういった安全安心な暮らしのまちづくりに努めてまいりたいと思っておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

○杉下副会長　災害時の色々な事例を聞くと、それが本当に一番大きなネックだという意見も聞いているので、ぜひそういうバランスを考えながらの導入をお願いしたいと思います。

あと、しつこくて申し訳ないですが、充電器の設置場所です。今後の計画が今まだ具体的にはないのかなと思うので、ぜひ観光施設、江ノ島とかそういうところに増やしていただきたい。今は市役所とリサイクルプラザで、どちらかというと、市民向けになっているかと思えます。

E V車での問題というか、まだまだ普及してない1つが、長距離が難しい。個人で持っており、車で遊びに行きたいと思っても、遠くまで行くと、充電施設がないから、控えようかなというものもあると思います。であれば、江ノ島はエコ島ではないですが、やはりそういう観光スポットのところ

に置くと、そこに行けば、充電ができて、その間に、そこで周遊して遊びましょうという、滞在時間も多くなる。滞留時間が長ければ、お金も落ちやすくなるということで、経済の活性化にもなってくる。

さらにガソリン車が減って、EV車が増えてくれば、環境負荷も減ってくるということで、一石二鳥にも三鳥にもなると思うのです。ここら辺はぜひとも観光協会や、商工会議所などと地域の活性化ということで、新たな設置場所として、また環境を売りとして、江ノ島、湘南、藤沢というのをやるのも1つの案ではないかと思うので、今後の整備計画の案としてご検討いただければありがたいと思います。

○木村補佐　設置場所につきまして、観光等の施設ということで、長距離で移動される方、また江ノ島に来島される方を対象とした施設として、そういった本市の強みになるお客様を呼び込む機会にもなるということで、非常に価値があるご指摘かと思います。ありがとうございます。

充電設備というのが、長距離の方を対象としたいいわゆる急速充電設備だけでなく、普通充電という、例えばお子様のお迎えなど、短い距離を使われる方も最近多いそうです。満タンにすることを目安にするのではなく、少しの充電という形で使われる方も多くなっていることについて、商工会議所等の方を集めて行っております藤沢市地球温暖化対策研究会というのがございまして、そちらの中で充電設備を設置されている事業者さんをお招きして勉強会をした際に、そういったお話もいただいております。様々な利用の形態にうまく合ったような形で、適切なバランスを見ながら設置場所を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○眞岩委員　193 ページの表について質問があります。「法人名」の「藤沢市 指定工場を除く」というところと、「藤沢市教育委員会」というのが、どういうものを意味するのかを教えてください。例えば藤沢市であれば市役所とか、そういうことなんですか。193 ページの「原単位の推移」の表です。

○木村補佐　193 ページの上の表の中の「指定工場」と記載がある。この「指定工場」とは具体的に何かというお話でよろしいでしょうか。

○眞岩委員　いえ、「藤沢市指定工場を除く」というと、どういうところが入っているのかということです。例えば市役所だけなのか、そのほかの市の施設全部を総計したものかということです。あと、藤沢市教育委員会だと、学校全部を足したものなのかということも知りたい。

○青島主査　「原単位の推移」の表につきましては、まず、「藤沢市 指定工場を除く」という部分は、下に記載されている「第一種指定工場 市民病院」、「第一種指定工場 辻堂浄化センター」、「第二種指定工場 大清水浄化センター」と「藤沢市教育委員会」の部局を除いた市長部局で使用している電

力も含めたエネルギー使用量から換算される温室効果ガスの原単位から算出したものです。ですので、本庁舎とか市民センター、それからその他、例えば環境事業センターの施設とか、そういった出先機関を含めた施設になっております。こちらが「藤沢市 指定工場を除く」という施設です。

○眞岩委員 教育委員会は学校全部を足したものでよろしいでしょうか。

○青島主査 教育委員会は各小中学校、それから白浜養護学校、教育文化センターといった施設の総計をしたものとなっております。

○眞岩委員 もう一つ質問です。エネルギー使用量ですが、これには太陽電池でつくったとか、そういったものは減ぜられているというか、考慮された数字か、全くの消費量なのか、そこを教えてください。

○青島主査 あくまでこちらにつきましてはエネルギーの使用量だけになりますので、太陽光につきましては考慮されていない数値になっております。

○塚原委員 200 ページですが、やはり再生可能エネルギーの導入については非常に重要な施策になってくると思い、注目して見ております。表の一番下の「再生可能エネルギー導入容量」については、2030 年度の目標を見ますと、2倍近くの量になっています。現在の目標達成率は 6.4%ということで、全体の中でも、特に取り組みのテコ入れが必要なところかなと思います。

表の中の目標に対する現状を見ても、2030 年に対して、それ程凄く増えるわけでもないですし、キロワットや件数で見ても、2030 年に向けて、非常に高い目標が一番上と 2 番目の表で掲げられているわけでもない。その割には、最後の「再生可能エネルギー導入容量」の目標は2倍近くに高い。つまり、これは補助金に頼らないような仕組みを何かやっていかないといけないということを示唆しているのかなと読みました。

先ほど木村さんが議会で答弁されたということを仰っていましたが、PPAであるとか、経済的なメカニズムをうまく使って市民のインセンティブを高めていくというお話について、どういう条件であれば太陽光発電設備を導入しようと思えるのか、市民側のニーズをよく調査していただく。現状で枠が余ってしまっているということですし、FIT のメリットがなくなってくる中でのインセンティブの創出というところを、市の施策としても重要なところに掲げていただければと思いました。

○木村補佐 インセンティブの創出というところで非常に重要な取組かと思っております。我々も周知啓発であったり、環境教育だけでなく、様々な補助制度とか、そういったところを使いながら、再エネの実際の設備として導入の促進に繋げていきたいと思っております。

併せて、我々の考え方として、例えば神奈川県内全域での取組としてですが、東京都や川崎市で、これからの太陽光パネルの設置の義務化が条例化されております。藤沢市も市単独で行うことは、先

ほどもあったように、広域的に行わないと、取組の歳出削減効果が出にくいところもあると思いますので、現在、県にこういった義務化についても検討するようにというお話をさせていただいております。今年度末の改定予定の県の実行計画におきましても、義務化について検討するというのが、素案の段階ですが記載をされております。

我々もそういった県の動向も含めて注視をしながら、様々な側面で、インセンティブや義務化に伴う補助なども含めて広く検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○橋詰会長 私から1点だけ申し上げたいのが、69 ページ、70 ページあたりの生活排水の部分です。

下水道のことは色々書かれていますが、浄化槽関係は何が行われているかがよく分からない。書き方は基本的に昨年と同じです。

例えば67 ページの下の③「生活排水対策」は、浄化槽について書いていますが、書いていることは「改善指導を行っています」。70 ページに来ると、⑨「浄化槽」のところで、このような補助金がありますということが書かれていますが、どのくらい補助実績があるかは書かれていない。

そうかと思うと、70 ページの一番下に「浄化槽普及率の推移」という表がありまして、割合で見ると、数字が上がってきています。しかし、これは割合であって、分母と分子がありますので、分子が増えているのか、分母が減っているのかも分からない。これは普及が進んでいるように見えますけれども、補助についても触れてないし、浄化槽対策は、量的な部分で何が行われているかが全然見えない形になっています。これは書き方を含めて考えていただいたほうがいいのかと思います。幸い71 ページのあたりには少し空欄もありますので、書き込めるのかなと思つての意見です。よろしくお願いいたします。

○細谷主幹 70 ページの表ですと、率で表しておりますので、今、会長ご指摘の分母や分子の推移についても来年以降取り入れていきたいと思つています。

また、67 ページですと、生活排水対策について、今どういったものが行われたということと、70 ページにわたって、補助金の部分についても来年度肉づけをして加えさせていただきたいと思つています。まず、70 ページの表のところは、分母、分子できちんと表していきたいと思つております。よろしくお願いいたします。

○崎山委員 1 点だけ。178 ページの「海岸美化清掃」のところでは、ほかの項目では、経年変化的なところはかなり数値を出していただいているのですが、海のごみの収集量に関しては、令和4年度だけ単発で出ている感じです。海岸のごみは、大水が出たり、台風が来たりということで、量が全然変わるのかもしれませんが、指標としては、毎年どのようになっているのかが見られたらいいと思つました。

一番下の「河川ごみ収集量」を見ると、量的には減っているのかなという印象ですが、この辺りは先ほど申し上げたとおり、大水が出たら大量に流れてしまっているのです、そのあたりは回収できてないのかなという気もしますが、これについて教えていただければと思います。

○寒河江主幹　今ご指摘がありましたア「海岸清掃」ですが、令和4年度だけの数字になってしまっていますので、こちらについても少し経過がわかるようなことがうまく表現できないか、工夫をしてみたいと思います。

178 ページの下段の部分の数字につきましては、今、境川に設置している除塵機というもので川にネットを張っているようなイメージなんですけれども、そこで回収したごみの総量になっております。こちらについては、ここ最近では減少傾向にございますが、どちらかというと、河川でごみをつかまえるというよりは、海岸での美化清掃のほうが、やはりごみの回収の量が非常に多い部分がありますので、除塵機でのごみの収集を継続しつつ、海岸でのごみの清掃に力を入れている、そういったようなところでございます。

○橋詰会長　よろしいでしょうか。

それでは、そろそろ第3部に進みましょうか。事務局、お願いいたします。

○細谷主幹　では、229 ページをご覧ください。

続いて、第3部『藤沢市環境基本計画』及び『藤沢市地球温暖化対策実行計画』の推進体制』では、計画の改定にあわせ、記載のとおりまとめているところです。

247 ページにお進みください。

「藤沢市環境基本計画の施策体系図」を記載しております。

248 ページ、249 ページをご覧ください。

藤沢市環境基本計画の達成指標に対する状況を記載しております。表の左から、項目1-1「大気の保全」から始まり、表としては、それに関連するページとか、達成指標、あと右のページに移りますと、令和4年度の状況、それと備考というような形の構成となります。

250 ページ、251 ページは、藤沢市地球温暖化対策実行計画の達成指標に対する状況を記載しております。先ほどご説明したように、一部の取組におきましては、今後の対応について、先ほど第2部でご説明させていただいた、それぞれ環境目標における達成指標に対する本年度の状況の表の概要欄に今後の対応を記載させていただいているところです。

第3部につきましては、250 ページ、251 ページが「環境目標V」のところ、《環境像5》に対応して、ページがかなり増えているところではございます。その他、それほど大きな変更等はございません。説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○橋詰会長　今ご説明がございましたように、環境基本計画や温暖化対策実行計画での指標などについて、状況が表になった形でまとめられているということでございます。

ご質問、ご意見ございますでしょうか。

○杉下副会長　関連的なことで1点、市のお考えを聞きたいところがあります。湘南海岸にある防砂林の位置づけですが、直接は県の管轄になるかと思います。環境問題としては、森林を守りましょうという、どうしても山というイメージがあります。今私は林野庁の関東森林管理局とも日々、色々情報交換をさせていただいている中で、防砂林というのも大切な森林の一つである。

湘南海岸の防砂林は約11キロあって、85ヘクタールというかなりの面積という量がある。やはりそれもCO₂の削減に大きく寄与している。そういうところもしっかり整備をしないといけない。日常的には海岸から飛んでくる砂を防ぐというのが一義的な目標で設置をされてきたのですが、もう既にご存じの方も多いと思いますけれども、東日本大震災のときに茨城県では、日ごろから砂防林を丁寧にメンテナンスをしていたおかげで、津波の抑止効果もあり、砂防林があったところとなかったところの被害の差が結構大きかったという事例も報告されています。

日常的には海岸というと、砂浜のところでクリーンキャンペーンであったり、それ以外には美化財団が機械とか人によって日常的に掃除をしています。砂防林までの掃除はなかなか行き届いていない。また、134号線も交通量が非常に多く、残念ながらポイ捨てがあつたりする。やはり県や林野庁と連携して、防砂林のクリーンキャンペーンであったり、そういうのもしっかりやらないといけない。クロマツが多いですが、ああいうところはしっかり成長していなければ、CO₂削減にも寄与しないですし、災害のときの抑止効果というのも、木が弱くなっていれば、折れてしまったりしたら、抑止効果も軽減してしまうと思うのです。

ですから、本日のメインは藤沢の環境基本計画ですが、関連として藤沢市民の安心安全であつたり、より広い意味での環境問題というところでは、県や林野庁との連携とか、そういう砂防林のあり方というのも、いま一度検討することも今後必要ではないか。直接的に書き込むのは難しいとしても、そういう基本的な考えも含めた感じでの環境基本計画づくりもしていただければありがたいと思います。

○橋詰会長　この先の進め方ということでもありますが、何かご意見ございますか。

○杉下副会長　直接的に入れることではないですし、そういうところも概念的に入れながら、やっていただいたほうが意識としてもいいかなということです。入れろということではなく、考え方とか、捉え方というところで意見として申し上げたので、特に答弁がなくても構いません。

○細谷主幹　今仰ったように、県のホームページを確認しますと、昭和3年ぐらいから植栽が始まっていると書かれています。見たところによりますと、例えば第二次大戦など戦後の混乱期や、昭和

30 年から 40 年の台風によって、かなり荒廃しているということで、その都度植栽などをやり直して、今に至っているといったことが書かれています。

江ノ島水族館の上の県の施設と言いますか、そこで砂防林の役割みたいなもので、扇風機を当ててどれぐらい風が防げるかとか、そういったようなことも行った記憶があります。そのようなところからの重要性でございまして、特に記載の方法について浮かぶものは今のところございませんが、県などと、この辺ですと土木事務所になりますか、そういったところと情報を共有させていただいて可能な限り加えさせていただく。こちらの考えに関しては可能な限り取り入れさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○木村補佐 補足になります。今ご指摘いただいた視点というのは、いわゆるグリーンインフラ、自然の環境等を用いて災害に対する対応力を強めるということで、非常に重要な視点として注目が集まっている考え方かと思います。そういったものは Eco-DRR になるかと思いますが、いわゆる環境問題の側面言えば、我々も適応策の側面も含めて検討していきたいと思います。引き続き研究を進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○橋詰会長 3 部に限らず、1 部、2 部、全体を通してご意見、ご質問はありますか。

○益永委員 この環境白書自体が、最初に仰った初年度の取組と実績ということで、また、最後にご説明があった 250 ページにある「達成指標」に対する状況であったり、今年度の状況について書かれているので、当然のことなのかとは思いますが、達成数値が書いてあり、2030 年度の目標数値がありますが、どうしてもそのための具体的な未来が全然見えない。目標の数値を達成するためには何をするのか。何年までに何をしてとか、そういうのが全然見えずに本当に達成できるんだろうかという不安ばかり私は感じてしまいます。なので、もう少し見える具体的な目標達成のための何かが書かれていたらいいのかなと思いました。

○塚原委員 今の益永委員のお話に関連してですが、248 ページから 251 ページのところは、達成状況をわかりやすく一覧で見えるようにしようという趣旨のもとでつくられている表だと思いますが、例えば 250 ページから 251 ページで見ますと、状況が全部「継続」となってしまっていて、途中経過であっても、良い方向で進んでいるのか、全く施策が足りてないのかということも見えない表になってしまっているような気がします。今のご意見は非常に重要なんですけれども、少なくとも 2030 年度の目標値をここに書いておかないと、今の状況が「継続」とはいえ、それに向けて順調なのか、そうではないのかということも見えない。表のつくり方のところから、もう少し工夫をして、見える化するということも、まずはご検討いただきたいと思います。

○細谷主幹 まず、248 ページ、249 ページに関して、備考欄に「2030 年度の目標値」を記載してい

ますが、そちらに対するアプローチなどが示されていないということですが、冒頭に申し上げたように、今回この白書の目的としては、令和4年度実績の報告がまず第一目標でございます。

それと、今後の取組に関しては、例えば200ページですと、「達成指標に対する本年度の状況」の表の概要欄に、一部の取組については分析だけではなく、今後どういったものをしていくかということとを分かる範囲で記載しております。昨年度も同様の指摘があり、それを踏まえて、こういった各目標の中の項目に入れております。

また、白書の中で、今後の対応を、どういう形で表現していけば良いか、正直私たちも悩むところではございます。例えば、削減目標があり、それに向かってということであれば、《環境像5》ですと、第2回の審議会でお示したように、目安や目標を立てて、それに対して今どういう形で進んでいるかというところで、差し替えた資料2に、その状況や達成目標に対する目標との差を記載しております。例えば現状のものであれば、令和4年度のところで実績数が入り、目標との差が書いてあり、対前年度の形式で書いています。このような方法で、進行管理の中で目標を達成しているかどうか確認しながら進めることもあり得るのかと思います。

ですので、進行管理に関してはこのような形式で、資料2で申し上げれば、基本方針1の上から2番目、「業務その他部門における延床面積1㎡当たりのエネルギー使用量」が、目標との差で△1とマイナスになっております。この指標項目に関しては、目指す方向性が右肩下がりといいますか、削減を目標にしておりますので、その目標との差が△1、マイナスということであれば、目標を達成しているなど、一つ一つの項目の中で評価はできるということです。

また、今回については数字だけを申し上げていますが、こちらの進行管理の中では、そういった方向性を示すことは一通りできるかなと思っております。白書の記載の仕方もそうですが、来年以降の記載の方法につきましては預からせていただき、進行管理の中で示す形をとらせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○塚原委員　すみません、先ほど気づいておらず、備考欄に「2030年度の目標」が書いてあることを見落としておりました。ただ、備考欄でいいのかというのは気がかりではあります。一方で、お配りいただいた資料2はわかりやすい。これ自体は今回の本体の資料の中には入らないのでしょうか。

また、昨年度の審議会で申し上げた記憶がありますが、国の環境白書では、講じた施策と講じようとする施策というのを、セクションを分けてつくっており、やったこととこれからやろうとすることを明確に切り分けて、章立てを組むようにしておりますので、そういった国の白書なども参考にしていただいて、今後の白書のつくり方をご検討いただければ良いのかもしいないと思いました。

○細谷主幹　資料2に関しては進行管理ということで、評価が今まだ入っていないところには、評価を

加えていきたいと思いますが、白書の中にこれを記載するかどうかに関しては、こちらのほうで考えさせていただければと思います。

○橋詰会長 温室効果ガスの排出状況なども別途、前回もご説明があったかと思いますが、こういう表もアップデートしながら、工夫しながら載せていくということだろうとは思いますが、それ以上のことができるかどうかはまたお考えいただければと思います。

○細谷主幹 方法としては、一番最後に資料編が載っておりますので、白書の意味合いとしての中で、一番最後の資料編にこちらの部分を載せるということで進めていきたいと思っています。中に入れるというよりも資料編に載せさせていただくということでしょうか。

○橋詰会長 宜しいのではないかと思います。

○高橋委員 128 ページの「農水産業との共存」です。目標と計画のところですが、「有機農業の取組面積」を増やしていくという取組を行っていると思います。農業との連携というか、そういうことは、ここの白書にもまだ具体的に載っていないものがあるような気がします。エコファーマー推進の補助や援農ボランティアの養成講座を開いていることは書かれていますが、農家さんともう少し密に連携をとるとか。私自身、農業について非常に興味があり、色々と拝見していますが、援農ボランティアを募集しているとかはあまり見かけないので、そういう農家との取組などをもう少し教えていただけますでしょうか。

○細谷主幹 白書の中ですと、例えば有機農業では、129 ページの上段の（１）「農水産業の保全・推進」、①「水田の保全」というところにエコファーマーの活動支援について記載させていただいております。また、131 ページの一番上に「援農ボランティア養成講座」といったような記載もございます。

今、高橋委員が仰ったように、もう少し何か行っているのではないかと思います。本日農業水産課の職員がおりませんので、その辺りの詳しいお話はできませんが、そういうご意見があったということをお伝えさせていただいて、さらに肉づけができるようなところがあれば、加筆修正させていただければと思います。

○高橋委員 実績値が書いてありますけれども、目標を達成するに当たって、何か計画があるのかというところです。よろしくお願いします。

○細谷主幹 農業部局にそういったご意見があったことをお伝えさせていただいて、可能な限り加筆修正させていただきたいと思っています。

○崎山委員 きょうは資料2についての説明とかは特にないということですかね。

○細谷主幹 資料2に関しては、前回第2回の審議会のご意見を踏まえ、修正させていただいたところでございます。基本的な数字としては変更がございませんで、見せ方といったようなところです。

それと、前回ご指摘があった数字の修正といたしましては、基本方針4の一番上、「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」の一番右にございます「目標達成率」の修正をさせていただいております。目標達成率に関しましては、分母と分子の関係がわかるような形で、2段書きをさせていただいております。その説明ですが、目標達成率の一番上に、最新の数値から現状値と引いたところと、目標値から現状値を引いたところが、分母と分子という形での説明を入れさせていただいております。これに関しましては、来年以降、各年度の実績に対する目標との差を評価させていただいて、こちらの評価を入れていきたいと思っております。

○橋詰会長　この表につきましては、前回の審議会で出て、表自身の工夫が要ということを踏まえてご修正いただいたものだと思います。わかりやすくなっていると思います。

次回以降、勿論本文にはこの説明が入りますが、併せて本文にも分かりやすい形で、こういうものを取り込んでいただければよろしいかと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。

先ほど塚原委員のご意見で、昨年も仰ったという、要は年次報告という性格なのは分かるけれども、今後どうするかという考えも記述するという話も出ていました。私も以前そのようなことを申し上げたような気がします。私が思うのは、年次報告という性格づけをされてはいるので、それが中心なのは当然ですけれども、それ以外を書いてはいけないということはないはずです。とはいいいながら、文量的な制約もあるかもしれませんので、できれば環境部からほかの各部局にお話をされるときに、審議会でもそういう意見がありましたということを書いていただいて、可能な範囲で今後どうするかということも簡単につけ加えていただくとか、そういう要望でもしていただけるといいのではないかと思います。年次報告の性格を変えとなれば、それこそ条例改正かなんか要るんだろうと思いますが、そういう話は別としまして、実質的にはそういうお願いをしていただければいいかと思いますが、いかがでしょうか。

○細谷主幹　白書に関しては、例年、5月ぐらいから時間をかけて各部局の協力をいただいて進めております。その際、来年以降、各部局にこういった照会をする際に、今お話がありましたように、目標値に対する今後の対応の要素も含めて照会をかけさせていただき、この紙面に反映させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○橋詰会長　よろしくお願いいたします。

ほかにも白書関係でご意見、ご質問ございますでしょうか。――よろしいですか。

であれば、白書関係につきましては、内容的なところは以上でございます。

白書関係で、今後の進め方のご予定のようなことがございましたら、ご説明いただけますでしょう

か。事務局、お願いします。

○細谷主幹 皆様から様々なご意見をいただきありがとうございました。今後の予定といたしましては、10月下旬を目途に、期間を設けまして、メールまたはお電話で、追加の意見などにつきまして受けたいと考えております。10月下旬ということで、具体的には1週間後の24日ごろまでを目途としたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

○橋詰会長 1週間ということでございますが、よろしいでしょうか。24日（火）ですね。それを踏まえて修正していただいたものができ上がって、その先はということでしょうか。お願いします。

○細谷主幹 本日いただいたご意見も踏まえて、24日までの追加のご意見を反映した二次案を、11月下旬に委員の皆様宛て送らせていただきたいと思います。今回、紙媒体でお送りしましたが、紙と電子、皆さんどちらが宜しいでしょうか。かなり頁数があるので、電子データでの送付を予定してございますが、紙での送付をご希望される方は、後ほど事務局までお声掛けいただければと思います。

二次案等を反映して、年明けの1月中旬に環境白書の発行を予定しております。

○橋詰会長 二次案までをお示しくくださるということですね。わかりました。

二次案に対する意見の受付は可能でしょうか。おそらくタイミング的には非常に厳しくなると思いますが、いかがでしょうか。

○細谷主幹 二次案に関しては、皆様のご意見がしっかり反映しているかなというところを中心に見ていただくとともに、多少のもので、構成上大きく変わらないものであれば、可能な限り取り入れていきたいと思えます。今、会長も仰ったように、この先のスケジュールがタイトになりますので、短い期間でお出しいただいて、修正できるものについて反映するという形で考えております。

○橋詰会長 宜しいでしょうか。とりあえず来週火曜日が最初の締め切りです。その先、もう一遍チャンスが若干無いわけでもない。このような理解をいただければ宜しいかと思えます。

以上、白書関係ということで議論が終わりましたが、議題2「その他」とあります。事務局いかがでしょうか。

○細谷主幹 議題というほどのものではございませんが、イベントのご案内です。

先日チラシを送付しましたが、11月3日（金）祝日に開催される「第26回ふじさわ環境フェア Eco²まつり 2023」のご案内です。今回はお子様向けの環境事業や映画などの上映を予定しており、家族で楽しめるイベントとなっております。皆様もお時間がございましたら、ぜひお立ち寄りをお願いいたします。

○橋詰会長 以上で事前にいただいているものは終わりましたが、委員あるいは事務局より、これ以

外にもご発言の希望はございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

ないようでございますので、事務局に議事をお返しいたします。

○古澤参事　橋詰会長、ありがとうございました。

それでは、本日の日程につきましては全て終了とさせていただきたいと思います。先ほどお話をしましたとおり、来週の24日までに、もし追加のご意見、ご質問等あればよろしくお願いします。その後、いただいたご意見を踏まえまして、改めて11月下旬までには白書をお送りいたしたいと思います。

また、次回の開催でございます。本日の次第にも記載させていただいておりますが、次回は来年1月16日（火）午前9時半から予定しております。改めてご案内をいたしますが、ご予約くださいますようお願いしたいと思います。

以上をもちまして第3回環境審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午前11時16分　閉会